

供託申請は

郵送またはご自宅のパソコンからでも申請できます！！



郵送申請の流れ

供託金の納付方法は、「電子納付」か「銀行振込」かをお選びいただくことになりますが、手数料がかからない「**電子納付**」がおすすめです！！

※ **電子納付**は、ゆうちょ銀行のATM（ページ一）で現金またはご自身の口座から入金できます。（ただし、現金は100万円まで、口座からはそれぞれご自身の利用限度額までになります。）

供託専用のOCR用紙を利用して供託書を作成し、管轄法務局に郵送します。
※ 供託カードを発行されている方はカード、相手方への通知を希望する方は82円切手、会社・法人の方は3ヶ月以内の資格証明書、代理申請の方は委任状も同封します。
※ 供託金の納付方法を「電子納付」にするか「振込」にするかのメモ書きと、切手を貼付した大小の封筒をひとつずつ同封します。（連絡先の電話番号も分かるようにしておいて下さい。）

法務局で書類が受け付けられますと、お客様が同封された小さい封筒を利用して「**受理決定通知書**」が送付されます。

おすすめ！

「**電子納付**」の場合
※基本的には無料です

「**銀行振込**」の場合
※手数料がかかります

「**受理決定通知書**」に記載されている納付番号等に基づいて、ペイジーが利用できるATMまたはインターネットバンキングによって供託金を入金します。

「**受理決定通知書**」に同封されている専用振込用紙で供託金を振り込みます。



法務局で供託金の入金が確認されますと、お客様が同封された大きい封筒を利用して「**供託書正本**」が送付されます。**【手続終了】**
相手方への通知を希望された場合は、法務局から「**供託通知書**」を発送します。

パソコンからの申請の流れ

供託金の納付方法は、「**電子納付**」に限られます。
※ **電子納付**は、ゆうちょ銀行のATM（ページ一）で現金またはご自身の口座から入金できます。（ただし、利用限度額は左に同じです。）

ケースに合わせて次のどちらかをお選びいただけます。

かんたん申請

インターネットにつながったパソコンがあれば、webブラウザのみで申請が可能です。
電子署名がいない個人申請の方におすすめですが、会社・法人の方や代理申請の方も、資格証明書や委任状を別途郵送いただければ御利用可能です。ただし、申請できる供託に制限があります。



総合ソフト申請

専用ソフトをダウンロードする方法です。
電子署名が付けられますので、電子認証をお持ちの会社・法人の方に特に勧めます。
電子認証がいない個人の方ももちろん御利用いただけますし、電子認証をお持ちでない会社・法人の方、代理申請の方も、資格証明書や委任状を別途郵送いただければ御利用可能です。

詳しくは法務省のHP「**供託ねっと**」で御案内しています。

パソコンで供託申請情報を入力して管轄法務局へ送信します。その際、供託書正本の交付方法について窓口か郵送か等をお選びいただけます。また、弁済供託等について相手方への通知を希望する場合や、別に送付する添付書面がある場合は、それぞれその旨を☑していただきます。

※ 書面の供託書正本の郵送を希望される方は、返信用切手を貼付した封筒を、また、相手方への通知をご希望の方は、宛先を記入して80円切手を貼った封筒を管轄法務局に送付して下さい。

法務局で申請情報が受け付けられますと「**受理決定通知**」が送信されますので、通知された収納機関番号等に基づいて、ペイジーが利用できるATMまたはインターネットバンキングによって供託金を入金します。

法務局で供託金の入金が確認されますと、「**電子正本**」の送信又は書面の「**供託書正本**」の交付がなされます。**【手続終了】**
相手方への通知を希望された場合は、法務局から「**供託通知書**」を発送します。

供託についての詳細は **供託ねっと** を検索するか、**岐阜地方法務局** ページ内リンク「**管轄・取扱事務一覧**」の**岐阜地方法務局** 本局または各支局にお尋ね下さい。